

揭示期間 1.16-1.25

新潟市財務規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年1月16日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第1号

新潟市財務規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市財務規則の規定による帳票規程（平成9年新潟市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第21号（その2）中「・指定代理金融機関・収納代理金融機関」を「，指定代理金融機関，収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は，平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にある改正前の新潟市財務規則の規定による帳票規程の規定による用紙については，当分の間，これを取り繕って使用することができる。